二・三―ブタンジオン（別名ジアセチル）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一―ブタンチオール	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ペンタン	（略）	（略）
ほう酸	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ほう酸ナトリウム	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ホスゲン	（略）	（略）
ポルトランドセメント	一パーセント未満	一パーセント未満
（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
一―（二―メトキシ―二―メチルエトキシ）―二―プロパノール	（略）	（略）
二―メトキシ―二―メチルブタン（別名ターシャリ―アミルメチルエーテル）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メルカプト酢酸	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
リフラクトリーセラミックファイバー	（略）	（略）
硫化カルボニル	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化ジメチル	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（新設）		
一―ブタンチオール	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ペンタン	（略）	（略）
（新設）		
ほう酸ナトリウム	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ホスゲン	（略）	（略）
（新設）		
（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
一―（二―メトキシ―二―メチルエトキシ）―二―プロパノール	（略）	（略）
（新設）		
メルカプト酢酸	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
リフラクトリーセラミックファイバー	（略）	（略）
（新設）		
硫化ジメチル	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第二結晶質シリカの項及び同表シリカの項の改正規定は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）